

## 京都所司代板倉重矩の知られざる出版活動

―その思想と影響―(承前)

湯谷 祐三

### 三 重矩刊行典籍の内容と影響

板倉重矩は京都所司代時代に三部、それ以降に一部、合計四部の漢籍を刊行しているが、それらが実際にどのような順序で刊行されたのかは明証を欠く。重矩の出版活動を生前から知っていたと見られる人見竹洞の前述の墨書跋文では、『無冤録』『牧民忠告』『荒政要覧』の順に記載されており、この順で刊行されたとも見られることも可能であろうし、重矩の所司代在任が正味二年という短い期間であることを考えれば、何部か同時に刊行した可能性も否定できない。実際の刊行の順序はともかく、内容からみて、重矩の典籍刊行活動の思想的根柢とも考えられるのは『牧民忠告』であるが、これについては前章で述べた。ここでは他の重矩刊行典籍について概観したい。

その編著『自心受用集』が、一貫して公事訴訟にあたる奉行人のための心得を列挙したものであることからわかるように、重矩の重要な関心事の一つは公正な訴訟裁きの実現であった。訴訟裁きにはその結果として刑罰が適用

され、それはしばしば人命に関わるものであるが、当時は日本においても中国においても、拷問による自白を根拠とした判決が珍しくなく、頻繁に冤罪が発生することから<sup>43</sup> 『牧民忠告』においても「慎獄」の章が設けられ、充分に注意を喚起している。その「検屍」の項目を次に掲げよう。

故事に、検屍（変死者の死体を調べること）のしらせをうけたときに、時間を決めて行くという意味は、人命を重く考えているからである。すなわち、検屍に赴いたとしても、行くべき時間に遅れてしまったり、時としては、直接検屍に立合わず、直接立合つたとしても詳かに検することをしない場合は、罪は重いのである。検屍についての方法は、あまねく考える必要がある。とりわけ初めて仕官した者は、その事情を良く理解しておかなければならない（倉田信靖氏訳注『牧民忠告』七七頁）。

検屍に遅刻せず、直接立ち会わなければならないことを強調するのは、当時、事件発生から死亡までの経過時間によって、故殺や事故死の区別がなされることによると思われるが、次に掲げる『牧民心鑑』の記述があまりにも具体性に富むせいいか、『牧民忠告』のこの部分の記述は少し漠然とした印象を与える。

『牧民心鑑』とは、明代朱逢吉の編著にして、『牧民忠告』に影響を受けたものであることは、序文及びその内容より明らかである<sup>44</sup>。日本では、林羅山が書写していることから（『羅山年譜』）、『牧民忠告』と同じ頃、江戸初期には注目されていたことがわかる。筆者が特に強調したいのは、この『牧民心鑑』は、あたかも『牧民忠告』の注釈書のごとくに読むことができるという点で、ここはその好例である。

検屍を重視すること。死人が出たら、死骸を留め置いて役所に申告させ、専ら検視の明瞭になることによって、

刑の軽重を論ずることにせよ。最近、役人を見ると、往々、それを空文同様に心得、自分では屍体を視ずに、したけんし作作に任せ切り、(自分は臭気を厭い)香を焚いて遠くに坐り、ただ(作作の)嘔鳴る声を聴いているだけである。作作は身分の賤しい人間で、ただ利益を貪り取るだけであることを全然知らない。(だのに)何で(作作が)人命の重大なことを問題にしたり、まして他人に冤罪を負わせることを心配したりしようや。そのため無実の罪を被るものが多い。だから、検視の際には、ぜひ自分でひっくりかえ翻覆して詳細に検分し、傷があるか否か、致命傷であるか否か、その傷痕の寸法・深淺、長短・広狭や、致命の根源はこれか否かを測定せねばならぬ。本当に生前傷ついたものか、それとも死後でつちあげたものか、逐一、明白に見極め、事情を考察究明すべきである。汚いからといって嫌がってはならぬ。下役人(の報告)に惑わされてはならぬ。かようにしてはじめて死者に無実の罪がなく、生者も心から罪に服して、自分にも後日の心配がないであろう(林秀一氏訳注『牧民心鑑』一三五頁)。

袂で鼻を押さえて、作作したけんしに死骸を片付けさせる牧民官の渋面が目に見えるようだ。しかしこうした情景はひとり中国だけのことでなく、まさに日本における変死体検屍の現場風景でもあったことは、三代にわたって京都所司代を歴任し、様々な事件を見聞していた重矩自身がよく承知するところであった。

京都町奉行所の創設に際しては、市中の刑事捜査権は町奉行所の管轄となり、奉行の下に与力・同心が配されることとなった。奉行が中央(江戸)から任命派遣される「牧民官」であるのに対し、与力や同心、更に彼らに使役される下役人たちは、現地採用で後にその職責を世襲するにいたるような、中国でいうところの「胥吏」なのである。

この「官と吏」には立場・職責の違いがあり、中央から派遣される牧民官は、地方の実状を熟知した胥吏の詐術や汚職に厳に注意し、侮られないように気を付ける必要があると、これも『牧民忠告』が強調するところである(「御

下」(下を御す)の章など参照)。

変死体が発見された場合は、それを奉行人自身がよく観察吟味して、状況を正しく把握し、冤罪が発生しないように細心の注意をはらうことが肝要であるが、そのために不可欠なのが検屍の専門技術書である。

重矩が刊行した『無冤録』とは、元代至大元年(一三〇八)に王与が、先行する『洗冤録』『平冤録』等を参照して編纂した検屍書であった。その書名には、冤罪を無くしたいという思いがこめられていることだろう。

ところで、重矩刊行本も含めて、近世初頭から中期にかけて日本で流布した『牧民忠告』及びその注釈書の本文は、すべて朝鮮の密陽で刊行された朝鮮版に由来するものであるが(『牧民の思想』一五八頁以下)、重矩が『無冤録』の刊行に際して直接の底本としたのも、朝鮮版『新註無冤録』であった。<sup>45</sup> 明代洪武十七年版の『無冤録』に、世宗二十年(一四三八)に崔致雲等が注釈や音注を施したのが『新註無冤録』で、朝鮮ではその後、これをもとにした『増修無冤録』(一七四八)や『増修無冤録諺解』(一七九二)・『増修無冤録大全』(一七九八)などがたびたび刊行されており、朝鮮の検屍において最も基本となる典籍になっている。<sup>46</sup>

日本においても、重矩により『新註無冤録』が刊行されて以降は、これが検屍における基準書となった模様で、一部に唐本『洗冤録』の所蔵は見られるものの、それらは実際に利用された形跡はなく、現在各地に『無冤録通』(無窮会平沼文庫蔵)や『無冤録略解』(金沢市立図書館稼堂文庫蔵)といった、『無冤録』を抄出和訳したと思われる写本が残されており、広範な利用がうかがえるが、その中でも最も流布したのは元文元年(一七三六)自序・明和五年(一七六八)刊行の河合尚久編『無冤録述』であろう。<sup>48</sup>

本書は死因による遺体の変化の相違、自殺他殺の区別の仕方などが記された『無冤録』の下巻を主として和訳したもので、寛政十一年・嘉永七年と重版が確認されており、幕末から明治初年まで実際に使用され続けたことがわかる。<sup>49</sup> 以上、日本の検屍書のルーツが重矩刊行本の『新註無冤録』であることを確認した。

次に『荒政要覧』について見てみよう。本書は明代に雲間の俞汝為によって輯録された。雲間とは、中国江南の都市華亭の古称であり、華亭は現在の松江市内である。俞汝為は、崇禎版『松江府志』巻四〇によれば、隆慶五年（一五七二）の進士で、徳化令の時には義倉を設けて兵荒に備えた。また、彼が主導して築造した堤は「俞公堤」と称された。その後南京車駕司に入り、また山東按察司僉事に黜出された時には、万曆二十年（一五九二）文祿元年の秀吉の朝鮮出兵に直面している<sup>50</sup>。その七十一年の生涯はまさに「牧民」の実践に明け暮れるものであった。

「荒政」とは、古く『周礼』に見られる言葉で、手近な辞書類には、飢饉などに対する救済政策と説明されているが、注意せねばならないのは、中国の「荒政」の内容は、そもそも飢饉が発生しないように人知を尽くすことであり、万一飢饉が発生した時にも、できるだけその損害が少なくなるような施策を、平素から立案・実行しておくという、農政・土木行政・税政などを包括した総合的な行政政策全般にわたるもので、既に飢饉が発生した段階であらわてて対症療法的な手段に奔走するというだけのものではないということである。

前述のように、江戸時代には、著名な「三大飢饉」以前の十七世紀の百年間にも、大小の飢饉が各地で頻発していたのであり、寛文八年の早魃が引き金になったと見られる同九年に発生した諸国の飢饉状況は、京都所司代に任命されたばかりの重矩を直撃した。

それに対して重矩は、市中の二箇所を飯屋を設け粥を施行し、米穀二万石で町人に「御恵借」を行い、五升を限度として米三万石を「下直に」売り払ったりした。また、前述のように「寛文新堤」の土木工事は、治水対策を名目とした実質的には失業者対策事業であった。

これらの施策の多くは、『荒政要覧』を始めとする中国の「荒政書」に記されていることであり、ここにおいてもまた、先の『無冤録』の刊行と同様に、重矩は自身の眼前の「日用」に資するための典籍を着実に選択し、刊行していることが確認できる<sup>51</sup>。

ところで、『荒政要覧』の後世への影響を考える上で、逸することのできない人物がいる。それは岩手一関藩の藩医にして、「救荒植物を記載する救荒書」としては、おそらく日本で最も早く成立した専著であり、その後の救荒書の範例となった重要な書<sup>52</sup>とされる『民間備荒録』の編者、建部清庵（一七一二～一七八二）である。

宝暦五年（一七五五）の飢饉に遭遇した清庵は、「吾人平日農夫の力にて安楽に歳月を送りし恩の、万分の一をも報なん」という思いでいたところ、友人の家で『荒政要覧』を偶目し、「草根木葉須臾の死を緩すへきこと」を知って編んだのが『民間備荒録』であるという（同書凡例）<sup>53</sup>。

『民間備荒録』上下二巻の内容を概観すると、上巻には、飢饉に備えて栽培すべき植物の栽培法とその食用の仕方、保存法などが記され、下巻には飢えた人の治療法や草木を食べる方法、調味料の工夫、狂犬や蛇に咬まれた時の治療法、草木を食して中毒した時の治療法などが書かれている。それでは、清庵は『荒政要覧』を具体的にどのような利用しているのか。

これについては、古くは八巻一雄氏に<sup>54</sup>近年では白杉悦雄氏にそれぞれ考察があり<sup>55</sup>、それらを参照しつつ結論を述べれば、清庵は『荒政要覧』全十巻のうち、第九巻と第十巻のみを自身の編著に引用している<sup>56</sup>。言い換えれば、『荒政要覧』第一巻から第八巻までの内容を知悉していたにもかかわらず、清庵はそれらを自著に利用し、世に広めようとすることは一切しなかった。清庵は何を採用しなかったのか、『荒政要覧』全十巻の各巻の概要は次の通りである。

卷一「詔諭」——飢饉・荒政に関して発令された明代の皇帝の詔勅を集めたもの。

卷二「奏議」——飢饉・荒政に関する明代の上奏文を集めたもの。

卷三「救荒総論」——様々な典籍から救荒に関する記事を抄出したもの。

卷四「平日修備之要」―日常の食料の備蓄、飢饉にならないような施策を列挙。

卷五「水旱扞御之要」―洪水と旱魃に対する予防措置と発生した時の対策。

卷六「饑饉拯救之要」―饑饉が発生した時に人命を助けるための様々な施策。

卷七「荒後寛恤之要」―饑饉の後に都市や農村を回復させるための様々な施策。

卷八「遇荒得失之鑒」―過去の饑饉における善政と失政の実例集。

卷九「備荒樹芸」―食用可能な植物の紹介と、餓死に瀕した場合の救命法など。

卷十「救荒本草」―『救荒本草』からの抄出引用。五十七種の食用可能な植物を紹介。

これを通覧して明らかのように、『荒政要覧』の巻一から巻八までは、一言で言えば、荒政に関する施策全般を網羅したものであり、飢饉以前の準備と飢饉中そして飢饉後の対策を記して余すところがない。これに対して巻九と巻十は食用可能な植物の栽培と調理法・救急法などを記したものである。

つまり、清庵は、『荒政要覧』の実に五分の四を占める荒政施策については全く取り上げず、食用可能な植物の紹介のみを取り上げたのである。従来、建部清庵とその業績を取り上げる論者は、おおむねそれを顕彰して高く評価する論調となり易いため、この点を異としないのだが、前述のように、「荒政」の内容が農政・土木行政・税政などにまたがる総合的施策全般であるということを考えるならば、清庵は「荒政」を構成するほんの一部分、いわば対症療法的なところのみを取り上げたにすぎず、「荒政」概念の本格的な受容にはほど遠いものだったと言わざるを得ない。

そうした清庵の限界性は、果たして「為政にあずからぬ一介の藩医」（白杉悦雄氏）というような身分規定に由来するもののだろうか。『国語』には「上医は国を医し、その次は人を医す」（晋語八）という言葉があるが、清庵

はあくまでも藩に属する人間なのであって、施策の建言・建白の機会が全くないとは考えられず、その立場が年貢を徴収する側（即ち「為政」）であることも疑いようがない。

為政の埒外にあるというよりも、むしろ為政の埒内にあるからこそ、清庵は「荒政」のごく僅かな部分しか人々に指し示すことができなかつたのではないか、そしてその事は、『民間備荒録』の有益な内容が認められたにもかかわらず、宝暦五年（一七五五）に撰述された時には数十部が謄写されて領内に配布されたに過ぎず、それが刊行されるのは、それから十六年も経った明和八年（一七七二）であること<sup>57</sup>と関係があるのではないかと筆者は考えており、この点は次章以下で再度言及する。

ところで、現在は残っていないようであるが、林羅山は將軍家光の命により『荒政恤民録』を撰述したと伝えられており<sup>58</sup>、今回、板倉重矩によつて寛文十年までに『荒政要覧』が刊行されたことも明らかに、その内容が京都における重矩の実際の救荒対策とも一致するものであるからには、「元和の飢饉（一六一五）から元禄の飢饉（一七〇一～〇三）まで、約百年のあいだに五度の大地震を経験しているにもかかわらず、そのあいだに一冊の救荒書も現れていない」というような認識は、例えそれが日本人の手になるものに限定しての発言であるとしても、やはり適切ではないと筆者は考える。一七世紀百年間の日本の救荒史は改めて考察されなければならない。

建部清庵の『民間備荒録』にはもう一つ、重矩の典籍刊行と関係する重要な記述がある。それは、清庵が『荒政要覧』のみならず、『牧民忠告』を同時に引用していることであり、さらに、『牧民忠告』の流布についても残していることである。

牧民官にとって、荒政はその重要な職責の一つであるから、他ならぬ『牧民忠告』には「救荒」の一章が立てられている。『民間備荒録』による引用は二箇所あり、まず『牧民忠告』「救荒第七」の章の「預備」の段から、かぶの根を搗いて餅にし、干して乾かしたものを救荒食としたという話を、日本でも実行可能な方法として、『備荒録』下

巻の「食草木葉法」に引用している。

次に、『牧民忠告』の同じく「預備」の段と「祈祷」の段、その序文などが、『民間備荒録』の末尾「食草木葉解毒法」から「祈祷」にかけて多く引用される。そして、その最末尾には、かつてこの『牧民忠告』が板倉重昌から会津藩主保科正之に贈られたこと、保科はこれを政務の要諦として重視し、藩内の有司やその女婿にして加賀藩主たる前田綱利(後の綱紀)にも贈ったことなど、『牧民忠告』の伝来経路が明かされ、国の大守のみならず、「一村の長」においても、『牧民忠告』をよく字ばなければならぬ、とこれを強く宣揚して『民間備荒録』を締めくくっている。

繰り返すが、和刻本『牧民忠告』には日本人の序跋や刊記がないため、従来全くその刊行と伝来の経路がわからなかったものであり、その状況下でのこの『民間備荒録』の情報は大変貴重なものと言わざるを得ない。そしてここに、重矩の典籍刊行を考える上で、まことに対照的で興味深い人物として、山鹿素行を赤穂に配流した保科正之が再び登場するのである。

#### 四 重矩と保科正之、それぞれの出版活動

建部清庵が『民間備荒録』の末尾に記した『牧民忠告』の伝来経路の情報源が、保科正之の側近でその侍講を務めた横井俊益により天和四年(一六八四)に撰述された正之の伝記『土津靈神言行録』(土津靈神とは吉川惟足から与えられた保科の神号)であることは、小川和也氏の指摘がある(『牧民の思想』一八九頁)。その部分を次に掲げよう。

又板倉内膳正在「京都」時、以「張希孟之所」作「牧民忠告」一部、「贈」公。々令「某説」之曰、為「有司」者、當「讀」之書也。更乞「数部」、板倉氏再贈「三部」。於是、置「一部于坐右」、賜「一部会津有司」、寄「一部於某」、贈「一部於賀州太守」曰、願令「侍史讀」之聞「之也」。(『続神道大系 論説編 保科正之(五)』六八頁)。

「板倉内膳正」が京都にいたころ、『牧民忠告』一部を保科に贈った。保科は編者横井に読ませてみて、有司(役人)の読むべき書籍だとして、更に数部を板倉氏に依頼すると、新たに三部が贈られてきた。これら計四部の『牧民忠告』を、保科自身の座右、会津藩の有司、編者横井、女婿で加賀藩主の前田綱紀にそれぞれ配分し、侍者に読ませてそれを聞くよう伝えたという。

この「板倉内膳正」が、『民間備荒録』の末尾で建部清庵が言うような板倉重昌(重矩の父)でないことは、重昌が早く寛永十五年(一六三八)の鳥原の乱鎮庄において既に討ち死にしていることから明らかで、これは重昌も重矩と同じく内膳正であったことにより生じた誤解であろう。ここでいう「板倉内膳正」とは、京都所司代板倉内膳正重矩のことである。

我々は本稿において、重矩自身が『牧民忠告』の刊行者その人であるという知見を既に得ているが、それを知らずに、『土津霊神言行録』のこのくだりを読む限りは、京都市中で刊行され販売されていた『牧民忠告』を重矩が購入し、それを保科に寄贈したように読みとれる。おそらく重矩は、保科に『牧民忠告』を寄贈するに際して、自身の刊行物であることを明言せず、たまたま入手したものであるかのごとく装って送付したと筆者は推定している。そう考えるのは、次のような事実があるからである。

寛文十年五月二十五日に大老酒井忠清は、「新板無冤録二冊」を林鷺峯のもとに送り、その「諺解」を求めた(『国史館日録』<sup>80</sup>)。翌日酒井の「前橋第」に赴いた鷺峯は、酒井に対して、「この本は聴訟の場では有益なものだが、あ

なたのような立場の方は、このような知識を得ても無益とは言わないが、あえて知ろうとすべきほどのことでもないでしょう。むしろ、あなたは貞観政要を読むべきでしょう」と、まずは的確なアドバイスをしている。しかし、酒井の興味は強かったようで、鷺峯は結局四ヶ月ほど費やして「無冤録抄清書二冊」を酒井に呈している（『国史館日録』同年十月朔日条）。

さらに鷺峯は、同年十二月四日、かねて風雅の交わりを持つ加藤明友（勿齋）のもとを息子や門人など親しいものたちと訪れ、夕食を共にし、茶を飲み、黄山谷の墨跡を觀賞し、入浴して談論するという楽しい時間を過ごしているが、その折り、主人勿齋より「新板三国志及荒政要略」を示され、鷺峯はそれを同席の人見友元（竹洞）に読ませている（『国史館日録』）。

酒井忠清が持ち込んだ「新板無冤録二冊」といい、加藤明友が所持していた「荒政要略」（『荒政要覧』のことであろう）といい、本稿で取り上げた重矩刊行のそれにまず間違いのないと思われるのだが、これらの記事の中に重矩への言及が全く見られない点、まことに興味深い。

これはつまり、酒井や加藤らが書籍を入手するに際しては、恐らく重矩自身から直接これらの書籍を送られたのであるが―もし、書肆が持ち込んだとすると、その無刊記なることを見とがめられ、書肆に刊行の経緯を尋ねられる可能性がある―その際に重矩は、保科にしたのと同様、あたかも市中で入手したかのような口上を添えていたと推定される。忠清・明友・鷺峯らは重矩と面識・交際があり、もし重矩自身が刊行に関与したことを聞いていたとしたら、それが話題にのほらないはずはないからである（重矩死後に刊行された『居家必用』の場合は、版元である白水自身が鷺峯にそれを明かしている）。

後年、天明七年（一七八七）刊行の尾張藩樋口好古による『牧民忠告解』に付せられた大塚長幹の序文には、「会津侯」即ち保科正之が『牧民忠告』を上梓して列相に贈ったという、誤った見解が記されているが<sup>1)</sup>、こうした誤解

が流布するにいたったのも、『牧民忠告』自体に序跋・刊記がなく、重矩から刊行の真相を知らされていないため、熱心に周囲に『牧民忠告』を配布した保科自身も、その来由については曖昧な受け答えしかできなかったせいではないか。

それにしても、自身の思想的な師とも言える山鹿素行の赤穂配流を主導した保科に対して、早くに素行が注目し諺解も作成していた『牧民忠告』を、何食わぬ顔で送付した重矩の心中は如何なるものであったのか。果たして保科は、『牧民忠告』にいたく感動し周囲に配布したが、それは数年前に自らが忌避して断罪した素行が、およそ二十年前前から積極的に武士階級の人士に唱導していた典籍なのである。

その保科は、重矩と同時期に、自身が編纂した朱子学関係の典籍三部を上梓して幕閣らに贈呈し、さらに『会津風土記』の編纂にも及んでいるが、保科が刊行した典籍には、その前後に林鷲峰や山崎闇齋等の序跋がもれなくつけられ、そこで述べられる賛辞によって、これらの書物が誰の手になるものか紛れようのない仕掛けになっている。その点、日本人の序跋類を全く持たぬ重矩の「匿名」刊行物とは、全く対照的な様相である。

さらにその内容を見ると、「会津三部書」と総称される『玉山講義附録』（寛文五年刊）・『二程治教録』（寛文八年刊）・『伊洛三子伝心録』（寛文九年刊）は、いずれも朱子学関係の著作の中から、保科が重要と考える文章を抄出編纂したものであり、選ばれた文章は朱子学のもつ抽象的思弁的な傾向を前面に出したものが多くある。その編纂には当時保科が重用していた山崎闇齋が深く関与しており、刊行についても闇齋の著作を多く出している「寿文堂」が担当している。

あえて『牧民忠告』に対応するものを求めれば、程顥・程頤兄弟の著作である『二程全書』から、民を治め教化するために有用な語句を集めたという『二程治教録』がそれに相当しようが、『牧民忠告』と比較する時、その抽象性の高さ（言い換えれば、わかりにくさ）は否みようがない。保科はこの『二程治教録』を、前田綱紀・稲葉正則・

久世弘之・板倉重矩・稲葉正道の五人に贈呈していることが会津藩の資料から知られるが<sup>62</sup>、重矩の意図を付度すれば、保科への『牧民忠告』の寄贈は、保科から贈られた『二程治教録』（のわかりにくさ、実用性の希薄さ）に対する重矩なりの「解答」ということになろうか。

内容的に見ても、重矩の出版した典籍がすぐに役に立つ知識や倫理に重点を置いたものであるのに対して、保科の出版したものはその反対に抽象性・思弁性が高いという点で、両者はやはり対照的な性格を持つている。これはちょうど朱子学の持つ二つの面―「日用」を追求する側面と抽象的哲学的概念を考察する側面―に両者の出版典籍の性格がそれぞれ対応しているということもできる。

その後の日本文化に与えた影響という点では、本稿で検討したように、重矩の出版物が、牧民・荒政・検屍・類書という各分野において、それぞれ先駆的な役割を果たし、確実に利用され後世に影響を与えているのに対し、保科の編纂刊行物は、いわば神棚に祭り上げられた状態で、崇められはするが、読まれない、利用されないものとなり、後の文化に与えた顕著な影響などは寡聞にして聞かず、結局、保科の出版活動は殿様の自己満足に終わった観がある。後世への影響という点でも、両者は実に対照的なのである。<sup>63</sup> 寛文十二年十二月十八日、保科は六十二歳の生涯を江戸で閉じたが、それは重矩の死のおよそ五ヶ月前であった。

こうして、同時期に行われた板倉重矩と保科正之の出版活動を比較してみると、形式・内容・影響等の諸点からみて、両者は不思議なくらいに対照的なものであった。そして、このことは、重矩の出版活動の意義を掘り下げて考察する上でも、有効な手がかりになると筆者は考えている。

## 五 何故、重矩は匿名で典籍を刊行したのか？

一四

板倉重矩が刊行した四部の典籍は、そのいずれもが、京都所司代にして京都町奉行所の創設者たる重矩の職責が要求するところの「日用」の目的を満たすものであった。それらは役人の倫理と望ましい行動、飢饉への対策、精密な検屍による冤罪の防止などについて、具体的実用的な知識を提供するものであり、それがひとり重矩にとどまらず、すべての幕政や藩政に関与するものにとって有意義であったことは、重矩刊行の各典籍が、それぞれの分野における日本での根本文献になっているという、後世における受容の状況を見れば明らかである。

それでは何故、重矩はこうした有益な典籍を、あえて匿名という形で刊行したのでだろうか。前章で検討したように、同時期に刊行された保科正之の編纂物は、林鶯峯や山崎闇斎の序跋で飾り立てられ、その中では保科の名君ぶりが賞賛されている。

それに対して重矩は、刊行物に日本人の序跋や刊記をつけなかっただけでなく、自身の伝記においても、その事実を記すことを許さなかった。それが明らかになったのは、重矩の死後に嗣子重道が菩提所長圓寺に寄贈した重矩刊行典籍から、刊行の経緯を記した重道や人見竹洞の墨書跋文が今回確認されたからである。生前の重矩は典籍の刊行を固く秘して喧伝することなく、保科を始めとする幕府の要人にも、市中で偶然購入したかのように装って自身の手を贈っていた。

このようなそれぞれの出版活動に対する対照的な態度を、かたや保科の自己顕示欲の強さ、かたや重矩の慎ましやかさ、という個人的な性格の相違に帰着せしめるのは容易いが、それだけが理由ではないと筆者は考える。

林鶯峯は、当時しばしば保科正之のもとに出入りしていた友人加藤明友の、「守其一身能慎言行者会津羽林耳」という好意的な保科評を記録している<sup>64</sup>。もし、保科の「会津三部作」が幕府内で物議を醸す恐れがあったとしたら、

「能く言行を慎む」保科やその周囲が、あえてそのようなものを刊行することはなかったろう。

前述のように、保科の編著は思弁性・抽象性が高い―要するにわかりにくい―という特徴をもつが、それは換言すれば、日常生活から遠く遊離した机上の空言ということであり、「日用」性が希薄であればあるほど、現実世界には何の影響も及ぼさない「安全性」を持っているのである。よって、朱子学の思想を宣揚したものととして賞賛されこそすれ、間違っても物議などは醸ししようがない。

これに対して、重矩の刊行した『牧民忠告』はどうか。その内容は本稿で紹介したように、任官から退任にいたるまで、牧民官のもつべき高い倫理性と具体的な行動指針が項目ごとに箇条書きされており、これを拳拳服膺すれば、誰もが清廉有能な牧民官となりうる役人マニュアルというべきものである。

もし、これを京都所司代たる重矩が実名で刊行した場合、どのような事態が予想されるのか。それは、幕閣の要人―これは民衆からすれば幕府そのものである―が『牧民忠告』に示されたような牧民官を、理想の役人像として公認・推奨した、いわばお墨付きを与えたということになり、それが今後の官吏の基準ともなると見なされるだろう。

ところが、現実には民衆が日々接する役人の実態はどうか。彼らは賄賂を貪り、拷問を用いて年貢を徴収し、自白を強要して冤罪を量産するという、『牧民忠告』に示された清官像とはおよそ正反対の行動をとることが珍しくない。すると、幕府の要人によって刊行され、お墨付きを与えられた『牧民忠告』が、一転して現実の役人の悪しき所業を糾弾するための根拠として人々に利用され得るであろうことは、火を見るよりも明らかである。

つまり『牧民忠告』は、役人を訓戒し、その参考に資するという点では有益な書であるものの、一方、それが実現できない場合には、返す刀で批判の根拠たりうる書籍であった。『牧民忠告』の提示する牧民像が、太古の神話的聖人や抽象概念上の君子ではなく、実際に「あらまほしき」生身の清官のリアルな姿であればあるほど、現実の役

人の節操のなさ、醜悪さが、より強く際だって人々に意識され、幕政・藩政への批判に直結するという、為政者にとっては両刃の剣のようなものである。

ここで、「牧民之書」における写本・刊本の別と、実名・匿名の別には相関関係があることを指摘しておかねばならない。重矩によって初めて『牧民忠告』が刊行される以前の「牧民之書」、即ち林羅山書写の『牧民忠告』や松平定綱の『牧民後判』、山鹿素行の『牧民忠告諺解』などはすべて写本であり、ついに刊行されることはなかったが、『牧民後判』や『牧民忠告諺解』の編著者の名は、その著書に明記されている。

これに対して、重矩が寛文八年（一六六八）から同十年（一六七〇）までの間―恐らく寛文九年後半から寛文十年前半か―に刊行したと考えられる『牧民忠告』は、日本人の序跋や刊記を持たない匿名刊行物である。そして、それに続く「牧民之書」の刊行となると、重矩の刊行からおおよそ二十五年以上も経過した、元禄十年（一六九七）刊の『吏民秘要諺解』を待たねばならないが、これは『牧民忠告』の注釈書であるにもかかわらず、あえてその書名を隠している点や、その撰者であるという「予陽隠人指月堂」なる人物の正体が現在にいたるまで不明であることからすれば、要するにこれも匿名刊行物と見なされるものである。<sup>65</sup>

一方、重矩による『牧民忠告』の刊行と指月堂による『吏民秘要諺解』の刊行の間には、老中堀田正俊の依頼によって林鷲峯が『牧民忠告諺解』を作成しているが、その伝本は内閣文庫に所蔵される草稿本一本のみである。

これらを総合すると、十七世紀までの「牧民之書」は、実名の入った写本と、匿名の刊本の二種に大別することができるが、ここにさらにもう一つの要素、すなわち流通量の多寡という問題を考察に加えたい。

一般的に、写本であるということは、爆発的に書写でもされない限りは、その流通は限定的なものにならざるを得ない。少数の流通量は、通常は写本の短所と考えられるが、しかし、ごく一部の者だけの閲覧を目的として、不特定多数には配布させたくないと考える者にとっては、むしろ積極的な長所ともなり得る。

これに対して刊本は、写本と比較して一度に大量に世間に出回るといふ性格を持っており、不特定多数に流通させたいと願う向きには都合だが、そうでないものには、流通の範囲をコントロールできないという点で都合であり、かえって写本の形式のほうが都合がよく、わざわざ刊行するには及ばない、ということになる。

前述のごとく、『牧民忠告』は為政者（支配層、すなわち年貢・租税を徴収する側）のみが閲覧する分にはその教育効果・実用効果の高い良書であるが、一端それが民衆（被支配層、即ち年貢・租税を徴収される側）の手に渡ると、容易に為政者批判の根拠となるものであって、武士が「民を牧<sup>やしな</sup>っている」といふ、為政者にとっては都合の良い、現実とは転倒した社会認識を混乱させる恐れがあるという意味では、充分「風俗を乱す」とも言いうる書籍なのである。

重矩と指月堂以外の「牧民之書」が、おしなべて皆写本である理由、そして重矩や指月堂が匿名刊行を指向した理由はまさにここにあると筆者は考えている。「牧民之書」はあくまでも為政者内部の一部の人士によって閲覧されるべきであって、広く一般に公開されるべき体ものではないという認識が、武士層の内部に暗黙のうちにも確実に存在していたのである。

もちろん、『牧民忠告』のような倫理性の高い典籍の刊行を幕府が表だって禁止したような事実はない。江戸時代の禁書というのは、徳川氏の歴史に関わるものや、幕政、各藩の騒動に関わるものなどが出版統制の対象となることが知られているが、そうした明文化された統制とは別に、法令として決して表に現れることない、社会を構成する各人の心の内部に存在する「統制」を考慮する必要がある。

「日用」性を徹底的に追求することは、ついには「牧民」の思想——それは農民の年貢によって「養われて」いるはずの武士が、逆に農民を「牧<sup>やしな</sup>って」いるのだという決定的な矛盾を孕む——の欺瞞性の露呈と崩壊につながっていたのである。

『牧民忠告』のみならず、重矩が刊行を企図した四部の書籍のいずれもが、特に行政活動と密接に関連した高い実用性を有する知識の集積であるが故に、そのようなものはあくまでも支配者層の内部に独占されるべきで、広く社会一般に公開する必要はない、してはならないという認識が、明文化はされないものの厳然として存在したことを、重矩の匿名刊行という事実から逆に読みとることができる。それはまさに「民は依らしむべし、知らしむべからず」の思想である。

筆者は今、『論語』泰伯第八に由来するこの言葉（民可使由之、不可使知之）を、比喩的に使用したのであるが、実際に十七世紀の武士層はこの言葉に特別な関心を示していた。寛文六年十二月二十九日に山鹿素行のもとを訪れた素行の門人赤穂藩士藤井又介は、この言葉の意味を直接素行に質問している。素行は「朱子の集註では、民に理解させることはできない（不能令知）と解釈しているが、孔子が不可という以上は、やはり民に知らせてはならないという意味だろう」と答えて、仏教信仰を例に引く。民衆が仏教を信仰するのに、彼らはその理由を知らずひたすら信仰する。すなわち、教えが正しく立てられたものであるならば、それに黙って従うのが「由る」ということであり、「民の俊秀なる」者のみは、その教えの原理を学ぶが、多くの人々はごく自然に教化されるのであって、あえて彼らにその真理の根源を解き明かす必要はない、それが「不令知之」だ、と素行は言うのである。<sup>66</sup>

これを質問者の立場に即して考えれば、素行の言うところは、武士の支配体制が民衆から自然にたよりにされるようなものであれば、その支配のよってきたるところをあえて民衆に知らせる必要はない、ということになるろう。

実は素行は、重視するその「日用」の思想においても、万民すべてが「日用」の探究をするべきだと考えていたわけではない。民衆は日々の暮らしの中で意識せずに「日用」の知恵を発揮したり、その恩恵に浴しているだけであって、「日用」の知識を自覚的に探究し、その恩恵を万民に及ぼすのは、「百姓」に対する「君子」、即ち支配階級の役割であると考えていた。<sup>67</sup>

「依らしむべし、知らしむべからず」の対民衆認識は、比喩的ではなく、事実として素行にも確実に存在している。だから、思想論争の書である『聖教要録』は即座に刊行されたが、『牧民忠告諺解』は刊行されなかった。素行においてなお、牧民の「知」が民衆に開かれることはなかったのである。

こうした、知識の流布を支配層の内部に限定しようという意識は、重矩による『牧民忠告』の匿名刊行よりおよそ百年以上も経過した後でも、強固に武士の中に残っていたことは、次の一例によっても知られよう。

早く慶安二年（一六四九）に桑名藩主松平定綱によって撰述された『牧民後判』は、その子孫である白河藩松平定信のもとに伝来していたが、それを閲覧して感激した家臣関戸昌雄は、漢文体の本文を和語で訳注した『牧民後判国字解』を天明三年（一七八三）に撰述した。その自跋の末尾に関戸は、「この書は他邦の人をして見聞に触れしむるなかれ。厳にこれを制戒す」（原漢文）と書き添えることを忘れない。

『牧民後判』という書物は、筆者のみるところ、牧民官の倫理性を訓戒するというよりも、むしろ如何にして年貢を確実に徴収するかというところに重点が置かれた、いわば徴税マニュアルというべき書物である（冒頭から羅列される年貢計算の数字に圧倒される）。確かにこれに従って徴税制度や耕作制度を工夫すれば、武士たちが困窮しないような財源も獲得できようというものである。

だからこそ、そうした有益な知識は、自藩の要人のみを知るべきことであって、同じ武士階級といえども、隣藩となればこれはもう赤の他人であり、知識を分かち与えることなどもつてのほかという意識が働く。関戸の『国字解』が未刊であったの言うまでもなく、その写本も一部を残すのみである<sup>68</sup>。

奥州一関の藩医建部清庵が宝暦五年（一七五五）に撰述した『民間備荒録』が、その有益な内容を認められながらも長らく刊行されなかった理由も同様であると筆者は推定している。食用可能な植物の弁別とその調理法といった、飢饉に即効性のある有益な知識は、やはり一関藩のみが知っていればいいのであり、それを広く一般に公開して他

藩やその領民を利するような理由はないということである。<sup>69)</sup>

このあきれるほど偏狭な自藩至上主義こそが、江戸時代武士階級の通常のメンタリティであったことを確認するならば、板倉重矩の匿名による出版活動の意義は自ずと明らかになるだろう。

重矩はまず、抽象的思想書には一切目もくれず、京都所司代たる自身の「日用」に資する典籍―それは役人の倫理、飢饉対策、検屍法といった、支配層・被支配層を問わず、すべての人々が関心を寄せる分野の専著であった―のみを的確に選択し、それに抄出・改変などの加工を施すことなく、そのまま市中に刊行した。それはまさに「知」の解放というべき行為であった。こうして野に放たれた典籍たちは、その強い実用性故に、それぞれがいわば「一人歩き」をして、日本における各分野の基礎文献の地位を築いた。

一方、そうした出版活動は、有益な知識は支配層のみに独占されるべきだという、重矩自身が属する階層の暗黙の了解事項、統治機構のタブーを侵犯する行為であり、そうした方面からわき起こるかも知れぬ有形無形の批判に身をさらさないために、重矩はあえて序跋・刊記を付けぬ匿名出版という形態をとり、自身の出版を喧伝するような行為は一切行わなかった。

つまり、無刊記本刊行という行為は、「知」を囲い込もうとする有形無形の社会的な、あるいは心理的な障壁を無効にする戦略的文化的行為なのであって、それは通常の書誌学書で解説されるような、版權の問題から刊記を削ることによって生み出されるという、いわば「消極的」無刊記本とは全く発生の始源を異にした、「積極的」無刊記本とも称されるべきものである。<sup>70)</sup>のちに、享保七年(一七三二)十一月に出された「出版条目」において、幕府は無刊記本の刊行そのものを禁止することになる。<sup>71)</sup>

最後に、生前の重矩の人柄を知る上で興味深い証言を紹介しておく。寛文六年(一六六六)四月十七日申刻(午後四時頃)、林鷲峯は小雨の降る中を藤堂高久邸に赴いたが、あいにく高久は留守であった。そこで鷲峯は、前年十

二月に老中に就任したばかりで、かねて訪問を約束していた重矩を訪ねている(『国史館日録』第一、二五四頁)。

主客の対話は、現在『本朝通鑑』編纂中の国史館の状況から、唐土の学問、日本の故事、また近代の出来事から現在の事柄、さらに儒学や文学、邪僧の噂まで、様々な話題に及んで尽きることがない。鷺峯の父羅山と重矩の祖父勝重との間にあった親交は、重矩に対する時、常に鷺峯の念頭に去来することである。しかし、自分はこれまで重矩とはあまり交際がなかった。二人だけの対座は恐らくこれが初めてではないか。しかるに、今夜こうして胸襟を開いて語り合い、重矩の求学の思い、奢侈に走る風潮への嘆き、また重職を任された身の不安な気持ちを包み隠すところなく明かされてみると、つきあいは浅いのに、全く心からの知友のように思えた。重矩の意気込みはありきたりではないが、その態度は自重したものであつて軽薄ではない。鷺峯は老中たる重矩に諂うことなく、また礼を失することもなく、主客は欣然と語り合い、重矩は心から楽しみ、黄昏に辞去しようとする鷺峯は引き留められて、結局戌時(午後八時頃)前に帰館した。かれこれ四五時間は語りあつていたことになる。重矩の人物像を伝えて余すところのない描写である。ちなみに重矩が山鹿素行と牛込の法泉寺で対面し、保科正之に対する存念を尋ねたのは、これから十二日後の同月二十九日であつた(前述)。

林鷺峯は、特に『国史館日録』においては、表面的な外交辞令はまず使用しないといつてよい。日々の『本朝通鑑』編纂の進捗状況や館内での学問活動の記録、また国史館に出入りする館員や門人たち、鷺峯を訪れる幕閣の要人や知人、そして書肆などの言動が淡々と記されているが、所々に織り込まれる鷺峯の本心の吐露や忌憚のない的確な人物評が、この記録に一段と精彩を加えている。

重矩とは好対照をなすことで本稿でもしばしば言及した保科正之に対しては、彼が熱心な朱子学信奉者であるにもかかわらず、父羅山の代から保科に招かれたことがなく、「然未及親炙」と冷淡な口振りで、『本朝通鑑』の板行を老中に諮ろう」という保科の言葉を伝え聞いても、以前学校建設の建議を反故にされたことを思い出して、「亦恐

為私室之空言乎」と冷めた感想を漏らしている(寛文七年十一月十日、『国史館日録』第二、二二四頁)<sup>72</sup>

これらを考えるならば、重矩との面会の様子を記した先の日録から、鷺峯と重矩がお互いに満腔の信頼と共感を抱いたことを読みとってよいだろう。鷺峯にとって老中重矩の高い倫理観と向学心は得難いものであったし、重矩にとつても鷺峯の専門知識は貴重なものであった筈だ。実際、これ以降も両者の往来や贈答は続いている。それにもかかわらず、重矩は、自身の典籍刊行については、生前遂に一言も「弘文学院学士」に漏らすことはなかった。「依らしむべし、知らしむべからず」という「知」の壁を乗り越える行為は、それほどまでに慎重を要することであった。

\*43 宋代中国における拷問の実態については、『史料からみる中国法史』(二〇一二年、法律文化社) 八七頁以下参照。

\*44 林秀一氏訳注『牧民心鑑』(昭和四八年、明德出版社)。

\*45 林羅山の『梅村載筆』(『日本随筆大成』第一期第一巻所収) 地巻の書目(三七頁)には、「刑書」として、「律令、大明律、同講解、律解弁疑、洗冤録、無冤録、折獄明珠、評刑要覽、棠陰比事(割注) 桂万榮撰、廉明公案、古今律」とあり、羅山が『洗冤録』や『無冤録』の存在を認識し(そして、恐らくは所持し)ていたことがわかる。ちなみに、この中で『羅山年譜』所収の書目と共通するのは「大明律」のみ。またこの『梅村載筆』の書目の「雑」の部には、居家必用・牧民忠告・牧民心鑑・史学指南の書名が見えている。

\*46 三木栄氏『朝鮮医書誌』(昭和四八年増修版、学術図書刊行会)・同氏『朝鮮医学史及疾病史』(平成三年、思文閣出版)参照。また、内閣文庫や国会図書館には十七世紀の写本と思われる『新註無冤録』の写本が数部所蔵されている。本邦における朝鮮医学史のバイオニアである三木栄氏については、白井順氏「三木栄研究序説―杏雨書屋の朝鮮本を中心に―」『アジア文化交流研究』四(二〇〇九年三月)を参照。

\*47 富士川游氏『日本医学史綱要1』(平凡社東洋文庫二五八、昭和四九年) 一八一頁には、「鎌倉・室町両時代を経て、江戸幕府時代に至るまで、おのおの刑法の制定ありて、法医学の必要は認められしも、我が邦に始めてこの科ありしは、『無冤

- 録」が支那より輸入せられたるより以来のことなるべし。」とある。正確には本文で述べたように、一端朝鮮半島に入った『無冤録』が附注されて『新註無冤録』となり、それが日本に伝来して、重矩により刊行されたのである。なお、『無冤録』の現代の翻刻としては、『枕碧楼叢書の朝鮮鈔本』を底本にしたという、楊奉琨氏校注『無冤録校注』(一九八七年、上海科學技術出版社)がある。近年の甘建一氏等訳著『無冤録今訳』(二〇一一年、海南出版社)は未見。
- \*48 『無冤録述』の撰者は、その自序によれば「泉州河合甚兵衛源尚久」とあるが経歴等未詳。その翻刻は、『近代犯罪科学全集』第十四編(昭和五年、武俠社)に所収。『江戸時代犯罪刑罰事例集』(一九八二年、柏書房)に復刻される。
- \*49 『無冤録述』以外では、『無刑録』の編者蘆野東山に『無冤録註』なる著作があったと『近世漢学者著述目録大成』に記すが、現在の存否不明。また、杏雨書屋蔵『新註無冤録和解』写本二冊(三木栄氏旧蔵)は筆者未見。
- \*50 『崇禎』松江府志』(一九九一年、書目文獻出版社)参照。また、南京車駕司であった俞汝為の編著『南京兵部車駕司職掌』について、谷井俊仁氏『明南京車駕司職掌』の研究、『富山大学人文学部紀要』一九(一九九三年)を参照。俞汝為の著作については、『明史』志七十三に、『荒政要覽』十卷・『南京兵部車駕司職掌』八卷、志七十五に『缶音集』四卷と記録される。
- \*51 重矩刊行の『荒政要覽』全十巻四冊は現在各地の文庫に所蔵される。巻一から巻四までを収めるという『荒政要覽』(明治一五年、興農書院)は未見。参照しやすいテキストとしては、李文海・夏明方両氏主編『中国荒政全書』第一輯(二〇〇二年、北京古籍出版社)所収本があるが、これは万曆三十五年版を底本とした翻刻で、対校本はなく、坊刻本故の不鮮明な印刷、あるいは虫損によると思われる判読不明箇所が□で多数残され、末尾は(下缺)となっていることなど問題が多い。重矩刊行本との対校が必要であろう。
- \*52 白杉悦雄氏「日本における救荒書の成立とその淵源―建部清庵『民間備荒録』を中心に―」『東アジアの本草と博物学の世界』上(一九九五年、思文閣出版)所収。
- \*53 『民間備荒録』の本文は、『日本農書全集』第一八巻(昭和五八年、農山漁村文化協会)所収本による。また、『近世歴史資料集成』第五期第九巻(二〇〇八年、科学書院)、同じく第四期第一〇巻(二〇〇六年、科学書院)に、それぞれ翻刻と影印が所収される。また、『江戸時代女性文庫』四四(一九九六年、大空社)にも影印が所収される。
- \*54 八巻一雄氏「民間備荒録と荒政要覽―漢籍受容態度の考証―」『岩手史学研究』四二(一九六三年七月)。

- \*55 前掲白杉悦雄氏「日本における救荒書の成立とその淵源」、また同氏「『民間備荒録』の世界―救荒植物の発見」『東北学』八(二〇〇三年四月)。
- \*56 前掲白杉悦雄氏の論文二編はいずれも、『民間備荒録』の「祈祷」部と、『荒政要覧』巻五(そこには「誠禱祀」の項目がある)とを結びつけているが、『民間備荒録』の「祈祷」の本文自体に明記されているように、この部分の直接の典拠は全て『牧民忠告』であって、同じような内容を持つとはいえず、『荒政要覧』は引用されていないことを、誤解が生じないように付言しておく。
- \*57 『民間備荒録』の刊行年について、『国書総目録』の記載する宝暦五年版・宝暦十年版は実際には存在しないこと、「われわれが現物を確かめ得た最も古い版は、明和八年(一七七二)刊行のものである」ことなどが、前掲『日本農書全集』第一八卷二―二頁で指摘されており、これに従う。
- \*58 鈴木健一氏『林羅山年譜稿』(一九九九年、ぺりかん社) 一三二頁。
- \*59 前掲白杉悦雄氏「日本における救荒書の成立とその淵源」。
- \*60 『国史館日録』第四(平成二一年、統群書類従完成会) 一七九頁。
- \*61 『日本経済叢書』一四卷四二―五頁。
- \*62 『公津藩家世実紀』(一九七六年、吉川弘文館) 寛文八年十月二十四日条。
- \*63 保科がその藩政において、実地的な行動をとらなかったわけではない。『土津靈神言行録』などによると、明暦元年には「社倉」を置いて飢饉に備えている(当時朱子の社倉制度を研究していた山崎闇斎の影響がある)。さらにその活動を列挙すると、殉死の禁止、儉約の奨励(明暦の大火で焼失した江戸城本丸の再建に反対した)、孝子・節婦の表彰、火葬の批判、困窮する家臣への融資、領内の神社からの仏像の撤去、仏堂の廃止、山鹿素行への批判、風土記の編纂、行旅病死人の治療や埋葬、遊芸人の排除といったことになる。
- \*64 寛文七年七月十五日、『国史館日録』第二、一四二頁。
- \*65 『吏民秘要諺解』の編者「予陽隠人指月堂」について、前掲小川和也氏『牧民の思想』では言及されていないが、内閣文庫蔵本を閲覧すると、その本文中(巻五の五丁裏)に「堪忍ノ事、余ガ知ル人ノ作ラレケル堪忍記トテ仮名書ノ書アリ。見習フベシ」とあることがわかった。この「堪忍記トテ仮名書ノ書」が浅井了意の仮名草子『堪忍記』を指すとすれば、「指

月堂」は了意の知人ということになる。今後この方面からの検討を加えたいと思う。

\*66 『山鹿随筆』(『山鹿素行全集』第十一卷五四七頁)。

\*67 『山鹿随筆』(『山鹿素行全集』第十一卷五七〇頁)。

\*68 『牧民後判国字解』の活字翻刻は、前掲小野武夫氏編『近世地方経済史料』第三卷に所収。

\*69 「牧民之書」の中で、編著者の実名を出して刊行され大量に流布した最初の典籍は、重矩による『牧民忠告』の匿名刊行(寛文十年(一六七〇)頃)から百年以上も経過した天明七年(一七八七)刊行の尾張藩樋口好古・杉浦邦古兄弟編著『牧民忠告解』を待たねばならない(翻刻は『日本経済叢書』十四卷所収)。これが実名で刊行できたその背景には、大藩尾張藩の独特の思想風土や、その藩政改革を任された人見璣臣(林家門人人見竹洞の一族である)の強い意志など、前掲小川和也氏が『牧民の思想』で指摘されたような事柄が関係すると筆者も考えている。なお天明六年刊の長岡藩山本精義編『和語牧民忠告』も実名刊行であるが、『牧民忠告解』が全国的に流通したのとは対照的に、ほとんどその流布を見ず(現存本は三種のみ)、事実上長岡藩内の流通に留まった(あるいは留めたかった)と思われ、不特定多数への広範な流布という刊本の特性を発揮していない。

\*70 堀川貴司氏『書誌学入門―古典籍を見る・知る・読む』(二〇一〇年、勉誠出版)一五八頁では、近世初期・前期の無刊記本の性格について、「また共通のルール(版權)が確立されていないため、刊記(刊年・版元名)を明記しないものも多々あります。(中略)テキストを新たに探す手間を省くため、既存の出版物を勝手に覆刻することも多かったですよ。」と版權の視点からしか見ておらず、本稿で指摘するような無刊記本の積極的な性格については、最近においても全く考察されていないことがわかる。

\*71 「一、何書物ニよらす此以後新板之物、作者并板元実名、奥書ニ為致可申候事」とある。今田洋三氏『江戸の本屋さん―近世出版文化の側面』(二〇〇九年、平凡社ライブラリー六八五)九四頁参照。

\*72 保科正之に対する鷲峯の態度については、『国史館日録』第五(平成一七年、続群書類従刊行会)の校訂者山本武夫氏による解題の中でも、「保科正之に対しては、性理の学に偏して文学に配慮が足りないとか、寛文七年十一月十日の記では、嘗て学校建設を約していないが、さっぱり動こうとしなかったとか、本朝通鑑完成後の開板を口にしてはいるが、「私室の空言」であろうと辛口である。」とする(二六七頁)。